

憲法

人文社会科学研究科 法・政治学専攻（法学領域）2026年度 入試問題「憲法」

【模範解答及び採点基準】

（1）模範解答の要点

①憲法と基本的人権の保障について

- * 立憲主義憲法は、基本的人権を保障することを第一の目的とし、そのために国家権力を制約し、権力の民主化や権力の濫用阻止をはかるものである。
- * 基本的人権は、人間であるという事実のみに基づいて有する人間の必要不可欠な権利の総称であり、すべての統治機関や法制度の目的は、この基本的人権を保障することにある。
- * 基本的人権の本質的性格として、固有性・普遍性・不可侵性・不可譲性が挙げられる。
- * 日本国憲法も、立憲主義憲法として、基本的人権を保障し、国民主権や権力分立の原理を採用している。

②自由権と社会権の特質について

- * 立憲主義憲法が登場した当初の近代立憲主義憲法においては、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言にみられるように、基本的人権として保障されたものは、自由権・平等権・受益権・参政権であり、とくに自由権を中心とした人権保障であった。
- * 「自由権」は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除し、個人の自由な意思決定と活動とを保障する人権であり、「国家からの自由」（国家に対する不作為請求権）を基本として、精神的自由・経済的自由・身体的自由を内容とするものである。
- * 資本主義の高度化に伴って、社会的・経済的弱者に対する救済や経済活動の規制が求められるようになり、ドイツ・ワイマール憲法に代表されるような現代立憲主義憲法においては、生存権の保障や経済的自由の制約などに関する規定が定められ、新たな人権として「社会権」が登場し、国家権力が市民生活の領域に積極的に介入することを容認するものとなった。
- * 「社会権」は、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求める権利であり、「国家による自由」（国家に対する作為請求権）として位置づけられるものであるが、憲法の規定を根拠に権利の実現を請求できるような具体的権利ではない。

③日本国憲法における自由権と社会権の内容について

- * 日本国憲法においても、自由権や社会権に関する規定があり、包括的人権や平等権・参政権・受益権（国務請求権）に関する規定とともに、基本的人権に関する保障規定が置かれている。
- * 自由権としては、精神的自由、経済的自由、身体的自由（人身の自由）に関する規定がある。
- * 精神的自由については、思想・良心の自由（19条）、表現の自由（21条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）に関する規定があるが、内心の自由（思想・良心の自由）と表現の自由が、精神的自由の2つの柱となっている。

- *経済的自由については、主として、職業選択の自由（22条1項）と財産権（29条）に関する規定があり、「公共の福祉」による社会政策的な規制が認められるものとなっている。
- *身体的自由については、その基本原則として、奴隷的拘束・苦役からの自由（18条）、適正手続の保障（31条）、拷問・残虐刑罰の禁止（36条）、また被疑者の権利として、不法な逮捕からの自由（33条）、不法な抑留・拘禁からの自由（34条）、不法な住居侵入・搜索・押収からの自由（35条）、そして被告人の権利として、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利（37条1項）、証人尋問権・喚問権（37条2項）、弁護人依頼権（37条3項）、自白の強要からの自由（38条）、遡及処罰の禁止・二重の危険の禁止（39条）、というように、極めて詳細な規定を置いている。
- *社会権としては、生存権（25条）、教育権（26条）、勤労権（27条）、労働基本権（28条）に関する規定がある。
- *生存権は、25条1項で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として規定され、同条2項で、そのために国の社会的責務が定められている。
- *教育権は、26条1項で「教育を受ける権利」として規定され、同条2項で、義務教育の無償について定められている。
- *勤労権は、27条1項で規定され、同条2項で勤労条件の基準の法定について、また、同条3項で児童酷使の禁止について定められている。
- *労働基本権は、28条で労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権として規定されている。

（2）採点基準（100点満点）

①憲法と基本的人権の保障について（10点相当）

- *憲法と人権保障との関係が記述されているか。
- *日本国憲法も人権保障を目的としている点が示されているか。

②自由権と社会権の特質について（50点相当）

- *自由権と社会権について、両者を対比させながら、憲法史的展開の中で記述されているか。
- *近代立憲主義憲法の人権保障では自由権中心であったことが、説明されているか。
- *自由権の特質について、論じられているか。
- *社会権が現代立憲主義憲法で保障されるものとなった背景について、説明されているか。
- *社会権の特質について、論じられているか。

③日本国憲法における自由権と社会権の内容について（40点相当）

- *日本国憲法においても、自由権と社会権が規定されていることが、記述されているか。
- *日本国憲法が保障する自由権の内容について、具体的に説明されているか。
- *日本国憲法が保障する社会権の内容について、具体的に説明されているか。
- *自由権と社会権を対比させながら、それぞれの特質について、論じられているか。

人文社会科学研究科 法・政治学専攻（法学領域）2026年度 入試問題「憲法」

【出題の意図】

本設問の出題の意図は、以下のとおりである。

「憲法」について学修を深めるに際して、「憲法」の本質的な理解が前提となるが、その基本となる点は、憲法が基本的人権を保障することの意義についてであり、本設問は、この点をふまえて、日本国憲法が定める人権保障の特徴と内容を問うものとなっている。

そして、人権の類型の中でも、代表的な「自由権」と「社会権」について、それぞれの特徴を問うことによって、立憲主義憲法としての歴史的展開の中で、人権保障の位置づけやその在り方の変化をふまえて論ずることを求め、人権保障の特徴を提示させるものである。

さらに、日本国憲法における「自由権」と「社会権」について、それぞれの内容を問うことによって、ともに人権として位置づけられるものでありながら、両者の人権の性質の相違をふまえて、日本国憲法における人権保障の特徴を提示させるものである。

法史学

【法史学 問題】

以下の〔Ⅰ〕と〔Ⅱ〕の問いに答えなさい。

〔Ⅰ〕

戦前日本の国家構造の基礎を規定した「大日本帝国憲法（以下、明治憲法）」の制定過程を、①「明治14年の政変」、②「自由民権運動」、③「私擬憲法草案」、④「開拓使官有物払下げ事件」、⑤「国会開設奏議」、⑥「国会開設之勅諭」、⑦「大隈重信」、⑧「伊藤博文」の8つの用語を用いながら、説明しなさい。

〔Ⅰ〕 解答例

明治憲法の制定は、憲法の方向性を決定づけた「明治14年の政変」を契機にはじまる。当時、明治政府を取り巻く環境は厳しいものであった。

在野では、「自由民権運動」が昂揚し、「自由民権運動」を基盤とする「私擬憲法草案」が多数立案されるなど、創憲の時代を迎えていた。「私擬憲法草案」の中には、「五日市憲法草案」のような議会制や民主的な憲法の規定が示されるに至っていた。

政府内でも、薩長藩閥を中心とする政府主流派と対立していた「大隈重信」が英国流の議会政治の実現を求める急進的な「国会開設奏議」に提出しはじめた。行政権の強い憲法創出を目指していた「伊藤博文」らは、「開拓使官有物払下げ事件」や「国会開設奏議」を契機に、英国流憲法の制定を目指す大隈重信を政府から追放した。これが「明治14年の政変」である。

この「明治14年の政変」後、伊藤博文らは、「国会開設之勅諭」を発し、明治23年に国会の開設を公約に掲げるとともに、「集会条例」や「保安条例」などの治安法制を制定し、民権運動の徹底的な抑え込みを図った。その後、伊藤が憲法起草の責任者となり、欧州での憲法調査を実施し、シュタインやレースラーの意見を踏まえ、伊藤や井上毅ら数名で憲法草案が立案され、枢密院での審議を経て、明治憲法が制定されるに至った。

<採点基準>①～⑥各10点＝合計60点>

- ① 8つの用語がすべて用いられている。
- ② 自由民権運動を基盤に、民主的な私擬憲法草案が乱立するようになった点が適切に説明されている。
- ③ 薩長藩閥ではなく、政府の主流派でなかった大隈重信が、議会開設や民主的な憲法を制定する「国会開設奏議」を行ったことが適切に説明されている。
- ④ 薩長藩閥の「伊藤博文」らが、大隈の動きを警戒し、「開拓使官有物払下げ事件」や「国会開設奏議」を機に、大隈を明治政府から追放したこと（明治14年の政変の説明）が適切に説明されている。
- ⑤ 薩長藩閥の「伊藤博文」らが、民権運動を警戒し、「国会開設之勅諭」を発布して民権運動に譲歩するとともに、「集会条例」や「保安条例」などの弾圧立法で民権運動の抑え込みを図ったという経緯が、適切に説明できている。
- ⑥ 伊藤博文が中心となって、欧州調査・外国人の助言に基づき、少数で憲法草案を立案し、明治憲法制定に至った経緯が、適切に説明できている。

[Ⅱ]

周知の通り、明治憲法では、「議院内閣制」は否定され、政府、各国務大臣は議会に対する責任を負わないとされた。さらに、第2章「臣民権利義務」では、「臣民」の自由・権利は「法律ノ範囲内ニ於テ」や「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」など、いわゆる「法律の留保」が付された。

以上の明治憲法の内容を踏まえ、明治憲法における「法律の留保」は、政府のどのような目的で規定されたか、従来の説を簡潔に説明するとともに、近年ではどのような理由から、どのような説へと変化しているか、説明しなさい。

[Ⅱ] 解答例

従来の説では、明治憲法の「法律の留保」は、天皇制国家の政府が、法律さえ制定すれば、憲法に掲げられた臣民の権利を制約することができる、という行政権拡大の意図の下で規定されたという理解がなされてきた。

しかし、近年では、明治憲法が「議院内閣制」を否定していたことから、必然的に、政府と立法翼賛機関である議会との対立関係を生み出すため、政府提出法案が必ずしも議会で承認されるとは限らず、むしろ否決される可能性もあることなどが注目されるようになった。そのため、近年の説では、「法律の留保」の規定は、政府の一方向的な思惑や権力の濫用によって、臣民の権利が制約されることを防止するためのものであった、との理解がなされるにいたっている。

<採点基準>①～④各10点=合計40点>

- ① 「従来の説」が、政府が法律さえ作れば人権制約ができるという意図で、「法律の留保」が規定された、とするものであったことが、説明できている。
- ② 明治憲法が「議院内閣制」を否定したことが、「政府と議会の対立関係」を生み出すものであることに、言及されている。
- ③ この「政府と議会の対立関係」が、必然的に、政府提出法案が「議会で否決される可能性」を生じるものであることに、言及されている。
- ④ 以上の理由などから、「近年の説」は、「法律の留保」が、「政府による人権の侵害を抑止するため」に設けられた、という理解になっていることに言及されている。

<その他、全体の採点基準>

- ・文字・文章がおかしい場合、各1点ずつ減点。
- ・論理整合性がおかしい場合、各1点ずつ減点。
- ・上記の基準とは別途、詳細で論理的で、新たな研究動向にも言及ができている場合には、内容に応じて加点するなど、柔軟に、採点する。
- ・得点配分：
 - ・完璧にできている=90~100%
 - ・できている=81~90%
 - ・ある程度できている=71~80%
 - ・最低限できている=60~70%
 - ・まったくできていない=0%

で、その都度、各採点基準の各項目の点数を決定し、採点を行う

<出題の意図>

- ・日本法制史を専攻するに際しては、戦前日本の国家構造を規定した「大日本帝国憲法」の制定過程、及びその特質を理解しておく必要があるため、「大日本帝国憲法」に関する問題を出題した。